

多賀城市監査委員告示第9号

地方自治法第199条第7項の規定に基づく監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成26年12月26日

多賀城市監査委員 菅野昌治

多賀城市監査委員 根本朝栄

1 監査の種類

定期監査（多賀城市財政援助団体等に係る監査）

2 監査実施対象及び期日等

(1) 財政援助団体（補助金交付団体）

| 財政援助団体 | 所管部署 | 監査日/備考 |
|---------------------|--------------|-------------|
| 多賀城市区長会 | 総務部地域コミュニティ課 | 11月19日 |
| 多賀城市観光協会 | 市民経済部商工観光課 | 11月18日 |
| 月の市実行委員会 | 市民経済部商工観光課 | 11月17日 |
| 宝堰加瀬溜井管理組合（加瀬沼地区保全） | 市民経済部農政課 | 11月25日 |
| 宝堰加瀬溜井管理組合（加瀬沼渇水対策） | 市民経済部農政課 | 11月25日 |
| 社福)多賀城市社会福祉協議会 | 保健福祉部社会福祉課 | 12月5日/指定管理 |
| 公社)多賀城市シルバー人材センター | 保健福祉部介護福祉課 | 12月15日/指定管理 |

(2) 指定管理者及び指定管理施設

| 指定管理者 | 指定管理施設 | 所管部署 | 監査日/備考 |
|-------------------|------------|------------|-------------|
| 社福)多賀城市社会福祉協議会 | シルバーヘルスプラザ | 保健福祉部介護福祉課 | 12月5日/財政援助 |
| 社福)多賀城市社会福祉協議会 | 屋内ゲートボール場 | 保健福祉部介護福祉課 | 12月5日/財政援助 |
| 公社)多賀城市シルバー人材センター | シルバーワークプラザ | 保健福祉部介護福祉課 | 12月15日/財政援助 |

3 監査の範囲及び方法

(1) 市補助金に係る出納その他出納に関係した事務

(2) 指定管理者に係る出納に関係した事務、指定管理施設の運営及び安全管理

以上の項目について、補助金交付要綱・協定書等に基づき適正に執行されているかどうかを主眼として、試査照合及び関係職員から説明を受けるなどの方法により実施した。

4 監査の結果

監査の結果を全般的に見ると、市補助金に係る出納その他出納に関係した事務、指定管理者に係る出納に関係した事務、指定管理施設の運営及び安全管理は、補助金交付要綱・協定書等に基づき概ね適正に執行されていた。

しかしながら観光協会の出納事務において、収入支出事務の遅延や現金の管理方法に一部不備な点が見受けられた。

詳細は別紙のとおり。

平成26年度 財政援助団体等監査結果

1 監査の種別

地方自治法第199条第7項の規定による財政援助団体等監査

2 監査の対象等

(1) 財政援助団体（補助金交付団体）

| 財政援助団体 | 所管部署 | 監査日/備考 |
|---------------------|--------------|-------------|
| 多賀城市区長会 | 総務部地域コミュニティ課 | 11月19日 |
| 多賀城市観光協会 | 市民経済部商工観光課 | 11月18日 |
| 月の市実行委員会 | 市民経済部商工観光課 | 11月17日 |
| 宝堰加瀬溜井管理組合（加瀬沼地区保全） | 市民経済部農政課 | 11月25日 |
| 宝堰加瀬溜井管理組合（加瀬沼濁水対策） | 市民経済部農政課 | 11月25日 |
| 社福)多賀城市社会福祉協議会 | 保健福祉部社会福祉課 | 12月5日/指定管理 |
| 公社)多賀城市シルバー人材センター | 保健福祉部介護福祉課 | 12月15日/指定管理 |

(2) 指定管理者及び指定管理施設

| 指定管理者 | 指定管理施設 | 所管部署 | 監査日/備考 |
|-------------------|------------|------------|-------------|
| 社福)多賀城市社会福祉協議会 | シルバーヘルスプラザ | 保健福祉部介護福祉課 | 12月5日/財政援助 |
| 社福)多賀城市社会福祉協議会 | 屋内ゲートボール場 | 保健福祉部介護福祉課 | 12月5日/財政援助 |
| 公社)多賀城市シルバー人材センター | シルバーワークプラザ | 保健福祉部介護福祉課 | 12月15日/財政援助 |

3 監査の範囲

平成25年度執行に係る出納その他の事務。

ただし、財政援助団体については本市からの財政援助に係る事務、指定管理者については公の施設の管理に係る事務を監査の範囲とする。

4 監査項目及び着眼点

(1) 財政援助団体（補助金）

補助等の対象となっている事業が目的に沿って適正かつ効果的に行われているかを主眼として監査を実施する。

ア 所管部署関係

(ア) 補助金の交付目的及び補助対象事業の内容は明確にされているか。

- ・ 補助金の公益上の必要性は十分か
- ・ 対象経費は明確にされているか

(イ) 補助金の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正に行われているか。

- ・ 額の算定は適正か
- ・ 交付方法（確定、概算、前金）は適切か。概算払などの理由があるか。
- ・ 交付時期は適正か（補助要綱の制定日、事業開始日、交付決定日）

(ウ) 補助金の効果及び条件の履行の確認は、実績報告等により適正に審査しているか。

- ・実績報告書の提出時期は適正か（事業終了日と報告日）
- ・事業が事業計画に沿って適正に執行されたことがわかるものになっているか
- ・補助対象事業と対象外の事業は明確に区分されているか
- ・多額の繰越金が発生していないか
- ・積立金などがあるか
- ・交付目的や効果等から判断して見直しをする必要がある場合、検討をおこなっているか。

(エ) 補助金交付団体への指導監督は適時適切に行われているか。

イ 財政援助団体関係

(ア) 補助金の交付申請書の提出及び補助金の請求、受領は適時に行われているか。

- ・補助金の交付申請時期が適切か（申請日、事業開始日）
- ・補助金の請求、受領の時期は適切か

(イ) 経理規程に、会計及び監査を置く規定があるか。また、決裁規定などがあるか。（あることが望ましい）

(ウ) 補助金に係る会計経理等は適正に行われているか。

- ・出納関係帳票の整備、記帳は適正か
- ・領収書等の証拠書類の整備、保存は適正に行われているか

(エ) 現金、通帳、印鑑等の管理は適正に行われているか。

(オ) 精算報告は適正に行われているか。また、精算に伴う返還金の返還時期は適切か。

(カ) 補助金により支出した備品等の管理は適切に行われているか。

(2) 指定管理者及び指定管理施設

公の施設の管理に係る業務がその目的に沿って適正に執行されているかを主眼として監査を実施する。

ア 所管部署関係

(ア) 事業報告書の点検は、適切に行われているか。

(イ) 指定管理者に対して適時かつ適切に報告を求め、調査し、又は指示をおこなっているか。

(ウ) 指定管理者の運営について、評価、検証は適切に行われているか。

(エ) 指定管理者の経営状況等の把握に努めているか。

イ 指定管理者関係

(ア) 施設は、関係法令の定めるところにより適切に管理されているか。

i. 消防法の点検及び届出、消防訓練の実施

- ii. 昇降機、自動ドア等保守点検など
- (イ) 協定等に基づく義務の履行は、適切に行われているか。
 - i. 市長との協議、通知、各種報告等は協定書等どおりなされているか。
 - ii. 協定の内容に反する第三者への委託を行っていないか。
- iii. 事業報告書の提出は期限内になされているか。
- iv. 事業報告書は、管理業務の実施状況及び利用状況、料金収入の実績、管理経費の収支状況などが、記載されているか。
 - v. 経費節減は図られているか。
- (ウ) 利用料金は、あらかじめ承認を得ているか。
- (エ) 利用料金の収納は適正に行われているか。
- (オ) 公の施設の管理に係る収支会計経理は適正になされているか。また、他の事業と会計区分は明確になっているか。
- (カ) 公の施設の管理に係る出納関係帳簿、記帳は適正になされているか。また、領収書等の整備、保存は適切になされているか。
- (キ) 公の施設の管理に係る管理規程、経理規程等の諸規程は、整備されているか。

5 監査の方法

監査の対象及び範囲に示した団体の事務並びにそれに関する所管部署の事務が適正に執行されているかについて、監査項目及び着眼点に基づき、関係書類を確認し、必要の都度、関係職員の説明を聴取するなどにより実施した。

6 補助金交付状況及び指定管理状況

(1) 補助金交付団体

| 補助金交付団体（補助金名称） | 平成25年度 補助金交付額(円) |
|------------------------------|---------------------|
| 多賀城市区長会（運営費補助金） | 1,057,500 |
| 多賀城市観光協会（観光事業費補助金） | 4,750,000 |
| 月の市実行委員会（運営費補助金） | 1,000,000 |
| 宝堰加瀬溜井管理組合（加瀬沼地区保全管理事業費補助金） | 900,000 |
| 宝堰加瀬溜井管理組合（平成25年度加瀬沼渇水対策補助金） | 3,173,731 |
| 社福）多賀城市社会福祉協議会（運営費補助金） | 29,734,070 |
| 公社）多賀城市シルバー人材センター（運営費補助金） | 13,000,000 |

(2) 指定管理

| 指定管理者 | 指定管理施設 | 指定期間 |
|-------------------|--------------------------|---------------------------|
| | | 平成25年度委託料(円) |
| 社福）多賀城市社会福祉協議会 | シルバーヘルスプラザ・ 屋内ゲートボール場 | H24.4.1～H29.3.31 |
| | | 21,538,000 |
| 公社）多賀城市シルバー人材センター | シルバーワークプラザ | H25.4.1～H30.3.31 委託料なし |

7 監査の結果

別紙のとおり

財政援助団体等監査に係る監査結果

監査の結果を全般的に見ると、市補助金に係る出納その他出納に関係した事務、指定管理者に係る出納に関係した事務、指定管理施設の運営及び安全管理は、補助金交付要綱・協定書等に基づき概ね適正に執行されていた。

しかしながら観光協会の出納事務において、収入支出事務の遅延や現金の管理方法に一部不備な点が見受けられた。

1 補助金

| | |
|------------------------------------|---------------------|
| 団 体 名 | 多賀城市区長会 |
| 実 施 日 | 平成26年11月19日（水） |
| 補 助 金 | 平成25年度多賀城市区長会運営費補助金 |
| 所 管 課 | 総務部地域コミュニティ課 |
| 1. 改善を要するもので、措置状況報告を要するもの 特になし | |
| 2. 改善を要するが、特に措置状況報告を要しないもの 特になし | |
| 3. 監査実施時に判明した軽微な訂正等を要するもの 特になし | |

| | |
|---|----------------|
| 団 体 名 | 多賀城市観光協会 |
| 実 施 日 | 平成26年11月18日（火） |
| 補 助 金 | 多賀城市観光事業費補助金 |
| 所 管 課 | 市民経済部商工観光課 |
| 1. 改善を要するもので、措置状況報告を要するもの 特になし | |
| 2. 改善を要するが、特に措置状況報告を要しないもの (1) 通常的に現金を取り扱っているが、現金出納簿等によらず現金の管理がなされていたもの。 (2) 収入支出事務について遅延しているものが見受けられた。 (3) 寄付金について全額を収入処理せず、備品購入後の残額のみを収入処理しているものが見受けられた。 | |
| 3. 監査実施時に判明した軽微な訂正等を要するもの 特になし | |

| | |
|------------------------------------|-------------------------|
| 団 体 名 | 多賀城月の市実行委員会 |
| 実 施 日 | 平成26年11月17日（月） |
| 補 助 金 | 平成25年度多賀城月の市実行委員会事業費補助金 |
| 所 管 課 | 市民経済部商工観光課 |
| 1. 改善を要するもので、措置状況報告を要するもの 特になし | |
| 2. 改善を要するが、特に措置状況報告を要しないもの 特になし | |
| 3. 監査実施時に判明した軽微な訂正等を要するもの 特になし | |

| | |
|------------------------------------|-------------------------------|
| 団 体 名 | 宝堰・加瀬溜井管理組合 |
| 実 施 日 | 平成26年11月25日（火） |
| 補 助 金 | 加瀬沼地区保全管理事業費補助金 加瀬沼濁水対策補助金 |
| 所 管 課 | 市民経済部農政課 |
| 1. 改善を要するもので、措置状況報告を要するもの 特になし | |
| 2. 改善を要するが、特に措置状況報告を要しないもの 特になし | |
| 3. 監査実施時に判明した軽微な訂正等を要するもの 特になし | |

| | |
|------------------------------------|-------------------------------|
| 団 体 名 | 社会福祉法人多賀城市社会福祉協議会 |
| 実 施 日 | 平成26年12月5日（金） |
| 補 助 金 | 平成25年度社会福祉法人多賀城市社会福祉協議会運営費補助金 |
| 所 管 課 | 保健福祉部社会福祉課 |
| 1. 改善を要するもので、措置状況報告を要するもの 特になし | |
| 2. 改善を要するが、特に措置状況報告を要しないもの 特になし | |
| 3. 監査実施時に判明した軽微な訂正等を要するもの 特になし | |

| | |
|------------------------------------|-------------------------------|
| 団 体 名 | 公益社団法人多賀城市シルバー人材センター |
| 実 施 日 | 平成 2 6 年 1 2 月 1 5 日 (月) |
| 補 助 金 | 平成 2 5 年度多賀城市シルバー人材センター運営費補助金 |
| 所 管 課 | 保健福祉部介護福祉課 |
| 1. 改善を要するもので、措置状況報告を要するもの 特になし | |
| 2. 改善を要するが、特に措置状況報告を要しないもの 特になし | |
| 3. 監査実施時に判明した軽微な訂正等を要するもの 特になし | |

《市に対する意見》

各団体への補助金については、補助対象となる経費の範囲を要綱上でより具体的に明示すべきと思われる。

予算上又は決算上で補助金をどの経費に充当しているかを明らかにするよう補助対象団体へ指導されたい。

また、各団体の繰越金、積立金、長期的な収支などを確認しながら補助の必要性、補助額等を決定されたい。

《社会福祉協議会に対する意見》

各福祉団体への補助については、繰越金、積立金などを確認しながら補助額等を決定されたい。

2 指定管理

| | |
|------------------------------------|-------------------------|
| 団 体 名 | 社会福祉法人多賀城市社会福祉協議会 |
| 実 施 日 | 平成26年12月5日（金） |
| 指 定 管 理 | シルバーヘルスプラザ 屋内ゲートボール場 |
| 所 管 課 | 保健福祉部介護福祉課 |
| 1. 改善を要するもので、措置状況報告を要するもの 特になし | |
| 2. 改善を要するが、特に措置状況報告を要しないもの 特になし | |
| 3. 監査実施時に判明した軽微な訂正等を要するもの 特になし | |

| | |
|------------------------------------|----------------------|
| 団 体 名 | 公益社団法人多賀城市シルバー人材センター |
| 実 施 日 | 平成26年12月15日（月） |
| 指 定 管 理 者 | 多賀城市シルバーワークプラザ |
| 所 管 課 | 保健福祉部介護福祉課 |
| 1. 改善を要するもので、措置状況報告を要するもの 特になし | |
| 2. 改善を要するが、特に措置状況報告を要しないもの 特になし | |
| 3. 監査実施時に判明した軽微な訂正等を要するもの 特になし | |